

被扶養者認定に係る必要書類 チェックリスト

子どもが生まれた場合【扶養手当なし】

必要書類

- (2-2)被扶養者認定・取消申告書
- (2-5)被扶養者個人番号報告書
出生の場合、個人番号が付番されるまでに時間がかかるため、個人番号報告書のみ後日提出でも可。
- 認定対象者の世帯全員の住民票
- 扶養義務者全員を確認できる書類（「戸籍謄(抄)本」又は「除籍謄(抄)本」）
- * 他の扶養義務者の最新年度の「課税（所得）証明書」または「非課税証明書」（住民税決定通知は不可）
【他の扶養義務者に給与以外の収入がある場合】収入が確認できる書類（該当するものすべて）
- * 「給与以外の収入がある場合に追加で添付するもの」を参照
- * 他の扶養義務者の「(2-8)扶養していないことの証明書」（雇用先での証明が必要）
【離婚・未婚により音信不通、または死別により上記*の書類が用意できない場合】
- (2-11)申立書（「(2-12)申立書(記入例)」一人親が認定申告する場合を参照のうえ記入）

認定対象者が別居の場合添付

- (2-10)送金に関する申立書

給与以外の収入がある場合に追加で添付するもの

- 【年金収入】最新の年金額がわかる「決定通知書」または「年金振込通知書」の写し
年金には、国民年金、厚生年金、共済年金、個人年金、企業年金、農業者年金、恩給等を含みます。
なお、障害、遺族に係る非課税年金も所得に該当します。
- 【自営業等の収入】最新の「確定申告書」及び「収支内訳書」又は損益計算書の写し
大阪支部が必要経費として認めた経費のみ収入から控除できます。確定申告における税法上の経費と取り扱いが異なりますのでご注意ください。（詳細は大阪支部HP参照）
- 【株の配当、株取引、不労収入】最新の「確定申告」又は「年間取引明細一覧」等の写し
その他、不労収入の額を明らかにするもの

提出期限の確認

- 認定申告書の所属所受理日が、事実発生日から30日以内になっている。
→所属所受理日が30日を経過していた場合、所属所受理日からの認定になります。
- 上記、所属所受理日から30日以内に共済組合に書類が届くように送付している。
→共済組合に書類が到着したのが30日を経過していた場合、到着日からの認定になります。

注意事項

- ☆ 必要書類に不備がある場合、不備が完備するまで手続きは進みません。
- ☆ 状況に応じて個別に追加書類を求める場合があります。

提出先

【逡送便】

大阪府庁別館 教育庁教職員室福利課内
公立学校共済組合大阪支部 資格担当宛

【郵便】 〒540-8571

大阪府中央区大手前2丁目:大阪府庁別館3階
公立学校共済組合大阪支部 資格担当宛

各種様式他（ホームページに掲載）

公立学校共済組合大阪支部

検索

【各種様式】 ・トップページ → 様式集 → 組合員資格関係の様式

【扶養認定について】 ・トップページ → 組合員資格・年金の手続き → 被扶養者に関する手続き

 ・トップページ → 刊行物 → 教職員のための共済のしおり

認定に要する日数

書類が不備なく当支部に到着してから 3～4 営業日程度で資格確認書を所属所（学校等）宛に発送

ただし、【4～5月】は繁忙期のため、1～2週間程度のお時間をいただきます。

※送便は到着までに日数がかかりますので、お急ぎの場合は郵便（速達等）を利用してください。